

■土地改良事業（農地の区画整理）

○事業概要

実施内容

- 立地条件に即して農地を大区画化・汎用化
- 用水路・排水路や農道を整備
- 換地・利用権設定等により農地の利用を集積
- 公共用地・宅地等の非農用地を設定又は創設

実施要件等

【実施要件】

- 受益面積がおおむね20ha以上
- 大規模経営体の育成（組織化・法人化等）
- 大規模経営体への一定以上の農地利用集積

【補助率】 内地・北海道50%（中山間55%）
離島55%、沖縄75%、奄美60%

【その他】

- 農業振興地域の農用区域が主たる対象
- 農業者の発意により実施
- 受益者全体の2/3以上の同意

被災地対応（土地改良法特例法に基づく措置）

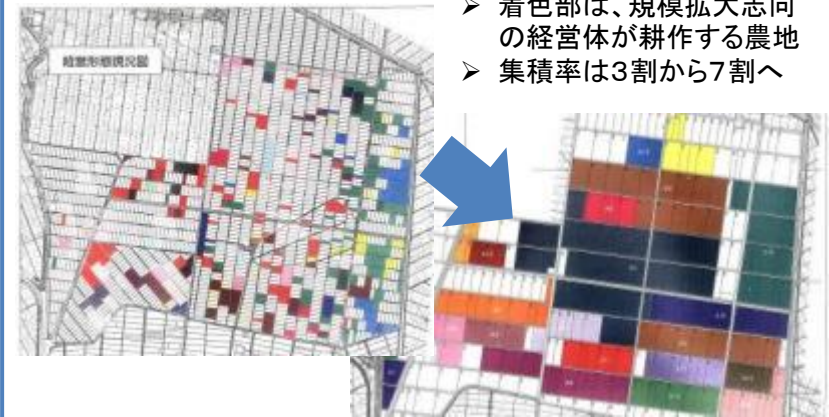
【実施内容】 農地の災害復旧に併せて区画整理を実施

【実施要件】 津波被災農地、これと隣接した未被災農地

【補助率等】 戸当たり事業費の区分に応じて激甚災並みに嵩上げ（50%, 85%, 90%, 95%）し、合算国が実施主体となることも可能

○実例

意欲ある経営体への農地の集積



【北赤井地区（東松島市・石巻市）H21完了】

非農用地設定・秩序ある土地利用



【夕張太地区（南幌町）H9完了】

